

用語の解説

人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については、平成22年国勢調査の概要のうち「調査の対象」を参照されたい。

年齢

年齢は、平成22年9月30日現在による満年齢である。

なお、平成22年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分している。

自市区町村—従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅—従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

- (1) 併用住宅の商店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの従業員などの従業先はここに含む。
- (2) 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含む。

自宅外—常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合。

他市区町村—従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すものである。

自市内他区—常住地が20大都市（東京都特別区部及び政令指定都市）にある人で、同じ市又は東京都特別区内の他

の区に従業地・通学地がある場合

県内他市区町村—従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

他県—従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

《注意点》

ア 他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業・通学しに来るということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。

イ 従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村として取り扱っている。

ウ ふだん学校に通っている人であっても、調査期間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としている。

夜間人口と昼間人口

(1) 夜間人口（常住地による人口）
調査時に調査の地域に常住している人口である。

(2) 昼間人口（従業地・通学地による人口）
従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出している人口である。

A市の昼間人口の算出方法

A市の昼間人口＝A市の夜間人口－A市からの流出人口(注1)＋A市への流入人口(注2)

(注1) A市からA市以外への通勤・通学者数

(注2) A市以外からA市への通勤・通学者数

なお、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間人口、昼間通学とみなして昼間

人口に含む。

また、昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していない。

昼夜間人口比率

昼夜間人口比率は、常住人口100人当たりの昼間人口の割合であり、100を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示している。

A市の昼夜間人口比率の算出方法

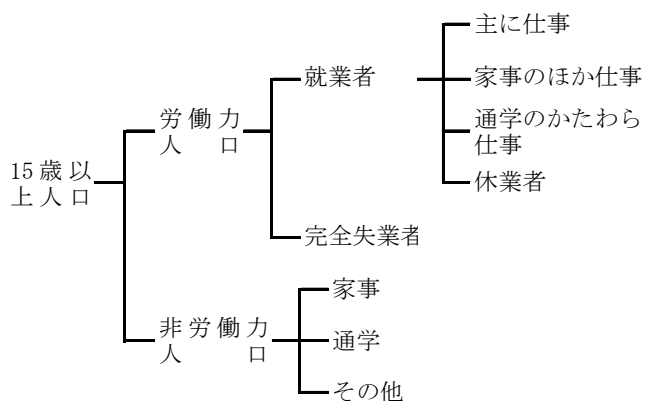
A市の昼夜間人口比率	=	A市の昼間人口	×	100
		A市の夜間人口		

労働力状態

15歳以上の人について、9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。

＜労働力状態＞

＜就業の状態＞



労働力人口－就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者－調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とする。

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで

休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休みはじめてから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含む。

主に仕事－主に勤め先での自家営業などの仕事をしていました場合

家事のほか仕事－主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

通学のかたわら仕事－主に通学していて、そのかわり例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休みはじめてから30日未満の場合

完全失業者－調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口－調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）

家事－自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学－主に通学していた場合

その他－上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

《注意点》

ここでいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含む。

産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）。

平成22年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成19年11月改定）を基に再編成したもので20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類から成っている。

《注意点》

- (1) 仕事をしている事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしている事業所の事業の種類によっている。
- (2) 労働者派遣事務所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類している。
- (3) 産業大分類を3部門に集約している場合があるが、その区分は、以下によっている。

第1次産業

- A 農業、林業
- B 漁業

第2次産業

- C 鉱業、採石業、砂利採取業
- D 建設業
- E 製造業

第3次産業

- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- G 情報通信業
- H 運輸業、郵便業
- I 卸売業、小売業
- J 金融業、保険業
- K 不動産業、物品賃貸業
- L 学術研究、専門・技術サービス業
- M 宿泊業、飲食サービス業
- N 生活関連サービス業、娯楽業
- O 教育、学習支援業
- P 医療、福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）

S 公務（他に分類されないもの）

なお、産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については上記の3部門には含まない。

利用交通手段

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により、次の通り区分している。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合はその全ての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計している。

I 利用交通手段が1種類

- 1 徒歩だけー徒歩だけで通勤又は通学している場合
- 2 鉄道・電車ー電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
- 3 乗合バスー乗合バス（トロリーバスを含む。）を利用している場合
- 4 勤め先・学校のバスー勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合
- 5 自家用車ー自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む。）を利用している場合
- 6 ハイヤー・タクシーーハイヤー・タクシーを利用している場合（雇い上げのハイヤー・タクシーを利用している場合も含む。）
- 7 オートバイーオートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
- 8 自転車ー自転車を利用している場合
- 9 その他ー船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合

II 利用交通手段が2種類

- 10 鉄道・電車及び乗合バス
- 11 鉄道・電車及び勤め先・学校のバス
- 12 鉄道・電車及び自家用車
- 13 鉄道・電車及びオートバイ
- 14 鉄道・電車及び自転車
- 15 その他利用交通手段が2種類

III 利用交通手段が3種類以上